

○淑徳大学 ハラスメント防止規程

(目的)

第1条 この規程は、「淑徳大学ハラスメント防止ガイドライン」にのっとり、淑徳大学（以下「本学」という。）構成員へのハラスメントを防止し、ハラスメントのない快適な学業・職場環境を保証するために必要な事項を定める。

(定義)

第1条の2 この規程における「ハラスメント」とはセクシャル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント、パワー・ハラスメント及びマタニティ・ハラスメントを含む、本学の構成員相互の関係において、本人の意図にかかわらず、他者に対し、不快感、嫌悪感、威圧感、屈辱感等の不利益を生じさせ、学習、教育、研究、就業等の意欲を減退させ、教育研究・職場環境等を悪化させるあらゆる不適切な言動をいう。

(構成員)

第2条 構成員とは、次の者をいう。

(1) 学生等

学生等とは、大学院生、学部生、研究生、科目等履修生、交換留学生、公開講座の受講生等、本学で教育を受け、研究する全ての者

(2) 教職員

教職員とは、専任、非常勤、臨時、派遣、業務委託者等を問わず、本学に就業中の全ての教員及び職員

(適用対象範囲)

第2条の2 本規程は、本学のキャンパス内外を問わず、授業、研究及び勤務、さらに課外活動等の時間の内外を問わず、前条に掲げる構成員の間におけるハラスメントについて適用する。

2 学生等については、本学を修了・卒業・退学・除籍等により学籍を失ったとき、また教職員については離職したときより1年以内に限り、在学中又は在職中に受けたハラスメントについて適用する。

(構成員の責務)

第3条 構成員は、この規程に従い、ハラスメントを防止する責務を負う。

(防止委員会及びハラスメント相談員の設置)

第4条 ハラスメントの防止のため、各キャンパスに次の委員会及び相談員を置く。

(1) ハラスメント防止委員会(以下「防止委員会」という。)

(2) ハラスメント相談員(以下「相談員」という。)

(防止委員会の構成)

第5条 防止委員会は、キャンパスごとに学長が任命する次の委員をもって構成する。

- (1) 学部長
- (2) 大学院研究科長
- (3) 事務局長
- (4) 学長が指名する教職員

2 防止委員会委員長は、学部長をもって充てる。防止委員会委員長は、防止委員会委員の中から副委員長1名を指名する。

3 第1項各号に定める委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

(防止委員会委員長)

第6条 防止委員会委員長は、防止委員会を招集し、会務を総括する。

2 防止委員会委員長に事故があるときまたは欠けたときには、副委員長がその職務を代理する。

(防止委員会の招集及び運営)

第7条 防止委員会委員長は、その議長となる。

2 防止委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。ただし、出席は、委任状をもってこれに代えることができる。

3 防止委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 議長が必要と認めるときは、防止委員会の承認を得て委員以外の者の出席や外部の専門家の意見を求めることができる。

5 防止委員会は、構成する委員に対して相談者からの申立てがある場合は、委員を外して組織することができる。

(防止委員会の会務)

第8条 防止委員会は、本学におけるハラスメント防止のため、次に掲げる事項を行う。

- (1) ハラスメントの未然防止のための啓発及び研修に関する事項
- (2) ハラスメントの相談及び相談員に関する事項
- (3) ハラスメントの申立て及びハラスメント調査委員会に関する事項
- (4) ハラスメントの紛争解決及びハラスメント調停委員会に関する事項
- (5) ハラスメント問題に係る被害者の救済方法に関する事項
- (6) ハラスメント紛争解決のための事実認定に関する事項
- (7) その他ハラスメント防止に関する必要な事項
- (8) その他学長が必要と認める事項

2 審議決定した事項について、防止委員会委員長から学長へ報告する。

- 3 被害者の救済に関しては、事実の内容等を考慮し、学長の許可を得て、実行しなければならない。
- 4 ハラスメント調査委員会の調査等の結果については、速やかに当事者に通知しなければならない。
- 5 ハラスメント調査委員会の調査結果を受け、防止委員会が必要であると判断した場合は、学長の許可を得て、その結果を開示できる。

(学長の責務)

- 第9条 学長は、常にハラスメント防止のために構成員の啓発及び監督を行わなければならない。
- 2 学長は、防止委員会の調査結果、意見書及び報告等に基づき、大乘淑徳学園就業規則、淑徳大学学則等に則り速やかに適切な措置を講じなければならない。
 - 3 学長は、防止委員会が適切に機能するように組織的に点検を行うと同時に、定期的に第三者（外部の専門家）による点検を受けるものとする。
 - 4 学長は、相談員がより適切に任務を行えるように、相談員の相談窓口を置くものとする。
 - 5 学長は、第3項及び第4項であがった課題等に対しては真摯に改善に努めなければならない。

(相談員)

- 第10条 相談員は、次に定める者の中から防止委員会が推薦し、学長が任命する。
- (1) 各キャンパスの専任教職員
 - (2) 各キャンパスのカウンセラー、ソーシャルワーカー及びそれに準ずる者
- 2 相談員の任期は、2年とし、再任を妨げない。
 - 3 相談員は、防止委員会委員、ハラスメント調査委員会委員及びハラスメント調停委員会委員を兼任することができない。
 - 4 相談員は、複数名配置する。

(相談員の任務)

- 第11条 相談員の任務は、次に掲げる事項とする。
- (1) ハラスメントに関する相談及び申立ての支援
 - (2) ハラスメント防止への協力
 - (3) ハラスメント相談に関する記録作成
 - (4) ハラスメント相談に関する防止委員会への報告
- 2 相談員は、相談者から防止委員会への申立てがあった場合は、速やかにその内容を文書で報告しなければならない。

(申立ての対応)

第12条 防止委員会は、ハラスメントの申立てがなされた場合は、別に定める「ハラスメント防止委員会運用マニュアル」に従い、解決に向けた対応を速やかに行うものとする。

2 申立てがなされた時点や調査、調停等の最中でも、ハラスメントの疑いがある言動が継続し、緊急的な対応が必要であると判断した場合は、直ちに当該の言動を中止するように勧告する。

3 (削除)

4 (削除)

(ハラスメント調査委員会)

第13条 防止委員会は、相談者からの申立てを受け、ハラスメントの事実関係の調査が必要であると認めた場合は、ハラスメント調査委員会(以下「調査委員会」という。)を設置する。

2 調査委員会の組織及び運営に関する事項については、別に定める。

(ハラスメント調停委員会)

第14条 防止委員会は、調停が必要であると認めた場合は、ハラスメント調停委員会(以下「調停委員会」という。)を設置する。

2 調停委員会の組織及び運営に関する事項については、別に定める。

(ジェンダーバランス)

第15条 防止委員会委員、相談員、調査委員会委員及び調停委員会委員の任命に当たっては、ジェンダーバランスに配慮しなければならない。

(相談者及びその関係者からの異議申立て)

第16条 相談者及びその代理人は、ハラスメント及びそれに類する事項について、防止委員会に異議を申し立てることができる。

2 前項の申立てがあった場合、防止委員会委員長は、速やかに対応を検討するとともに、学長に報告しなければならない。

(守秘義務)

第17条 防止委員会委員、相談員、調査委員会委員及び調停委員会委員は、任期中、退任後も職務上知り得た情報を漏らしてはならない。

2 構成員は、調査に協力するとき等に知り得た情報を漏らして、人権を侵害することのないよう配慮しなければならない。

(不利益取扱いの禁止)

第18条 構成員は、ハラスメントの相談や調査への協力をした者に対し、不利益な取扱いを受けることがないように配慮しなければならない。

第 19 条 (削除)

(事務)

第 20 条 防止委員会の事務は、各キャンパス事務局が行う。

(ハラスメントに関するガイドライン)

第 21 条 ハラスメントに関するガイドラインは、別途定める。

附 則

- 1 この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規程の施行に伴い、淑徳大学学生へのハラスメント防止・対策に関する規程及び淑徳大学教職員へのハラスメント防止・対策に関する規程は、平成 23 年 3 月 31 日をもって廃止する。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。